

第2次滑川市一般廃棄物処理計画

令和4年3月

滑川市

目次

第1章 はじめに

- 1. 1 計画策定の趣旨 p-1
- 1. 2 対象地域 p-2
- 1. 3 対象廃棄物 p-2
- 1. 4 計画の期間 p-3
- 1. 5 将来の指標 p-3
- 1. 6 計画の位置づけ p-4

第2章 地域の概況

- 2. 1 人口 p-5
- 2. 2 土地利用の状況 p-7
- 2. 3 産業の動向 p-9
- 2. 4 将来計画 p-10

第3章 ごみ処理基本計画

- 3. 1 ごみ処理の現状と課題 p-12
- 3. 2 ごみ処理体制の状況 p-15
- 3. 3 ごみの減量化・資源化の状況 p-19
- 3. 4 収集・運搬の状況 p-20
- 3. 5 処理・処分の状況 p-22
- 3. 6 ごみ処理費用の状況 p-24
- 3. 7 ごみ処理行政の動向（法令・計画等の整理） p-25
- 3. 8 循環型社会形成の進捗状況の把握 p-26
- 3. 9 ごみ発生量の今後 p-29
- 3. 10 ごみ処理の基本的な考え方 p-30
- 3. 11 計画目標の設定 p-30
- 3. 12 今後のごみ発生量の予測 p-32
- 3. 13 ごみの排出抑制のための方策 p-32

第4章 生活排水処理基本計画

- 4. 1 生活排水処理の現状と課題 p-36
- 4. 2 生活排水処理の現況 p-38
- 4. 3 水環境保全のための事業実施状況 p-41
- 4. 4 生し尿・浄化槽汚泥の収集体制及び発生量 p-41
- 4. 5 生し尿・浄化槽汚泥処理施設 p-43
- 4. 6 生活排水処理の現況を踏まえた課題の整理 p-44
- 4. 7 生活排水処理における基本的な考え方 p-45
- 4. 8 生し尿及び浄化槽汚泥の発生量等の見込み p-47

第1章 はじめに

1. 1 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、長期的かつ総合的な視点に立ち、一般廃棄物の排出抑制や発生から最終処分までの適正な処理（リサイクルを含む。）を推進していくために必要な事項を定めたもので、「廃棄物行政の最上位計画」に位置付けられます。

滑川市では、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間として一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を定めます。

なお、本計画では、廃棄物行政を取り巻く社会的背景にも配慮しながら、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の分別、収集・運搬、再生利用、処分等の処理を適正に行うことを目的とします。

(1) ごみ処理基本計画

本市の一人一日あたりのごみ排出量は、平成13年度以降減少傾向にありましたが、平成30年度を底値に令和元年度及び令和2年度は再び増加しています。

本計画の前計画である第1次滑川市一般廃棄物処理計画では、平成24年度から令和3年度までを計画期間とし、令和3年度では、平成23年度比でごみ総排出量12,032tから1.1%減の11,900t、リサイクル率を24.9%から27.3%へ向上させることを目標としていました。令和2年度の実績で、ごみ総排出量11,618t（3.4%減）と総排出量については達成見込みですが、リサイクル率15.4%で、9.5ポイントのダウンとなり、計画の達成は困難な状況です。総排出量については、前計画では目標年度の人口を34,000人と見込んだうえでの11,900tという目標値を設定していました。これを一人一日あたりの排出量に換算すると約959g/人・日となり、令和2年度の一人一日あたりの排出量と同じ数値になりますので、一人一日あたりの排出量においても目標を達成見込みと言えます。

しかしながら国の第4次循環型社会形成推進基本計画においては、2025年度の一人一日あたりのごみ排出量を約850g/人・日と設定しており、本市においてもより一層のごみの排出量削減を進める必要があります。

このため、ごみの排出量削減とリサイクルをさらに推進することに重点を置いた計画を策定します。

- ・国や県では「循環型社会※1」形成を推進するため、「廃棄物の減量化等の目標（減量化目標、資源化目標、最終処分の削減目標）」を定めています。本計画においても、国や県の目標を踏まえた数値目標を定めます。

- ・本計画を推進するためには、市民や事業者の理解や協力が不可欠であることから、ごみの減量化やリサイクルの進捗に係る情報の共有化を推進するとともに、市民・事業者・行政の協同体制で取り組むため、各々の役割を定めます。

- ・本市の可燃ごみは、富山地区広域圏事務組合が所管する「富山地区広域圏クリーンセンター」で、不燃ごみ及び資源ごみも同じく「富山地区広域圏リサイクルセンター」で処

理していることから、ごみの減量化と適正化を組合や構成市町村と連携しながら推進します。

・持続可能な社会を形成するため、本計画では持続可能な開発目標（SDGs）に取り組むこととします。

※1 循環型社会とは、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用及び適正処分が確保されることにより天然資源の消費抑制と環境への負荷ができる限り低減された社会のことをいいます。

（２） 生活排水処理基本計画

工場・事業所の排水については法の整備により規制されてきましたが、一般家庭から排出される生活雑排水による環境への負荷が引き続き問題となっています。本市の下水道事業は、昭和54年10月に着手以来、鋭意整備を続け平成2年3月に滑川市浄化センターを供用開始しました。令和2年度の下水道普及率は80.63%（24,248人）となっています。

一方、市内のし尿や浄化槽汚泥の年間処理量は、下水道の整備に伴い減少傾向にあり、し尿の処理量は平成23年度で1,932k1でしたが、令和2年度では1,003k1と約48%の減少となっています。浄化槽汚泥についても平成23年度には6,673k1であったものが、令和2年度には4,952k1と約26%の減少となっています。

本計画の前計画では令和3年度における処理量を、し尿については540k1、浄化槽汚泥については3,740k1と見込んでいましたが、下水道への接続が想定に届かず見込んでいた処理量にまでは減少しない見通しです。ただし、下水道の代替施設と位置付ける合併処理浄化槽については、設置への積極的な取り組みがあったことから汚水処理は普及していると言えます。しかしながら、下水道が整備されているにもかかわらず未接続であったり、生活排水が未処理※2で公共用水域に排出される「汲み取り」や「単独処理浄化槽」を使用しているケースも人口※3の12.5%にあたる約4,100人分存在しているのが現状です。このため、今後も引き続き生活排水処理施設の整備と接続率向上を目指すものとします。

※2 汲み取りや単独処理浄化槽を利用している場合は、生活排水は未処理で公共用水域に排出される。

※3 人口は、令和2年度末の行政区域内人口（住民基本台帳）

1. 2 対象地域

本計画の対象地域は、滑川市の全域とします。

面積 54.62km²

1. 3 対象廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみ及び生活排水とします。

1. 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、国の指針（「ごみ処理基本計画策定指針」平成28年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づき、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

1. 5 将来の指標

本計画では、対象廃棄物をごみ及び生活排水としており滑川公共下水道事業と密接な関係があることから、切り離して考えることは望ましくないため、本計画における人口推計については、既定の計画である「滑川公共下水道事業計画」の推計値を採用します。

「滑川公共下水道事業計画」において見込むとおり、令和8年度の人口を32,800人、令和13年度の人口を32,410人とします。

表 1-5-1 滑川市の人口推移及び見込

単位：人

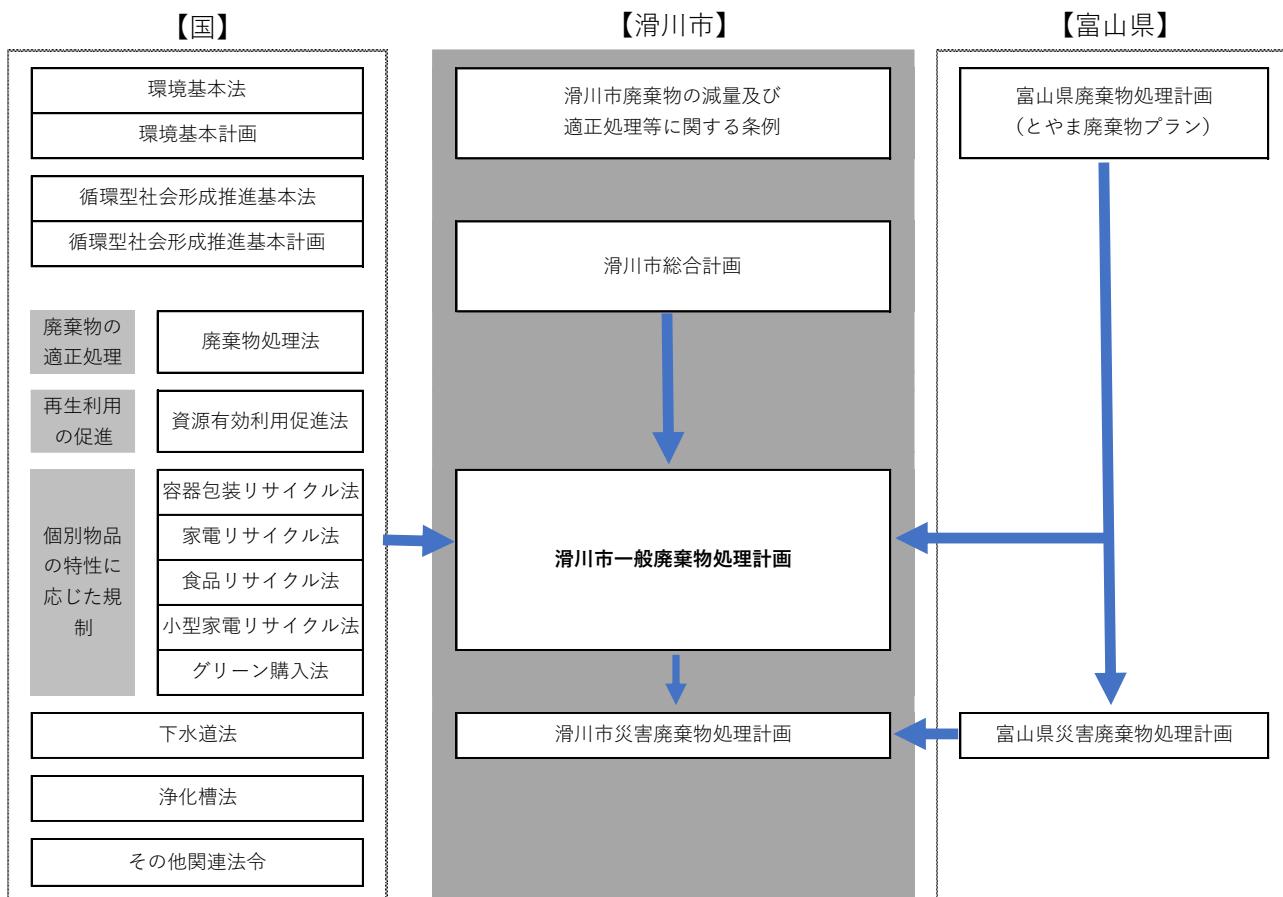
年度	平成22年度 (実績)	平成27年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和8年度 (見込)	令和13年度 (見込)
人口 (国勢調査実績値)	33,676	32,755	32,379 (速報値)	31,670	31,080
人口ビジョン推計値	33,676	33,550	33,350	32,890	32,435
滑川公共下水道事業計画における人口推計	33,676	33,450	33,028	32,800	32,410
住民基本台帳値※	34,118	33,450	33,028	32,434	32,000

※ 住民基本台帳値は、各年度3月31日の人口

1. 6 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を適正に行い、これにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市行政区域内における一般廃棄物に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、次のとおりです。



第2章 地域の概況

2.1 人口

(1) 人口の推移

住民基本台帳による本市の人口等の経年推移を表2-1-1に示します。

表2-1-1 人口の経年推移（住民基本台帳）

項目	単位	年 度										
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	
人口	滑川市	人	33,938	33,818	33,668	33,559	33,450	33,388	33,288	33,236	33,168	33,028
	割合※	—	100	99	99.2	98.8	98.5	98.3	98	97.9	97.7	97.3
世帯数	滑川市	世帯	11,685	11,760	11,842	11,892	12,015	12,126	12,226	12,335	12,465	12,606
	割合※	—	100	100.6	101.3	101.7	102.8	103.7	104.6	105.5	106.6	107.8
1世帯あたりの人数	滑川市	人	2.9	2.87	2.84	2.82	2.78	2.75	2.72	2.69	2.66	2.62
	割合※	—	100	98.9	97.9	97.2	95.8	94.8	93.7	92.7	91.7	90.3

※ 割合はH23を「100」としたときの割合である。

注 一世帯あたりの人数は人口を世帯数で除して求めた計算値である。

注 人口には外国人住民を含む。(H24～)

出典：住民基本台帳（滑川市市民課）

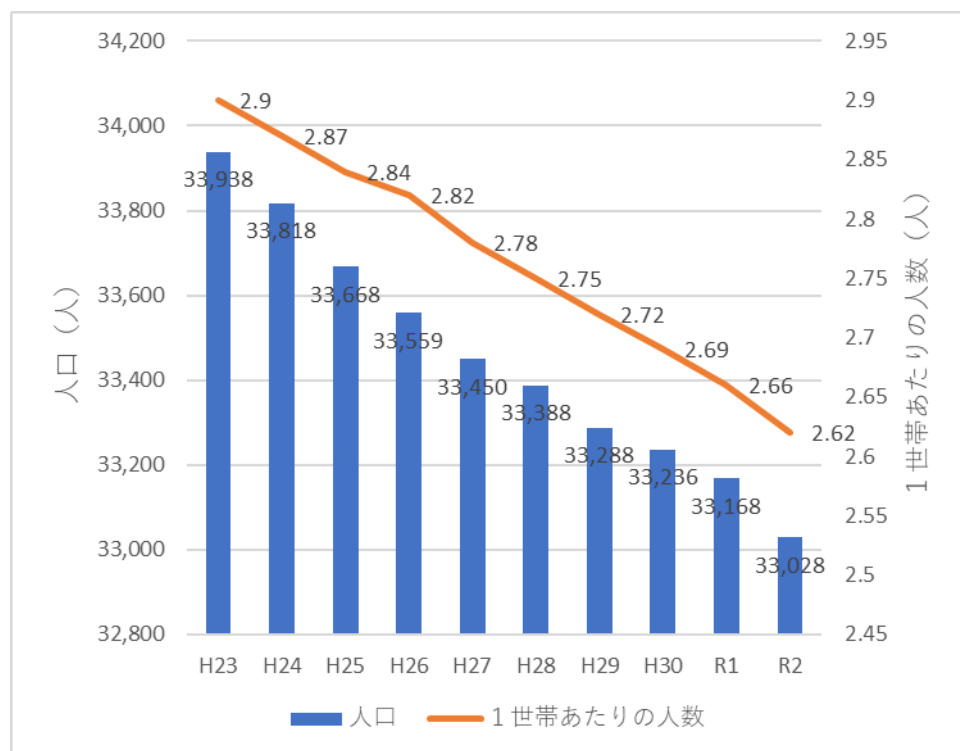


図2-1-1 人口等の経年推移（住民基本台帳）

(2) 人口構成

住民基本台帳による年齢3区分の内訳を表2-1-2及び図2-1-2に示します。人口構成の内訳を見ると、令和2年度の本市における年少人口の割合は、12.1%、生産年齢人口の割合は58.1%、高齢者人口の割合は29.8%となっています。

表2-1-2 年齢3区分内訳（令和2年度、住民基本台帳）

項目		人数（人）	全人口に占める割合（%）
年少人口	0～14歳	4,003	12.1%
生産年齢人口	15～64歳	19,176	58.1%
高齢者人口	65歳以上	9,849	29.8%
全人口		33,028	100.0%

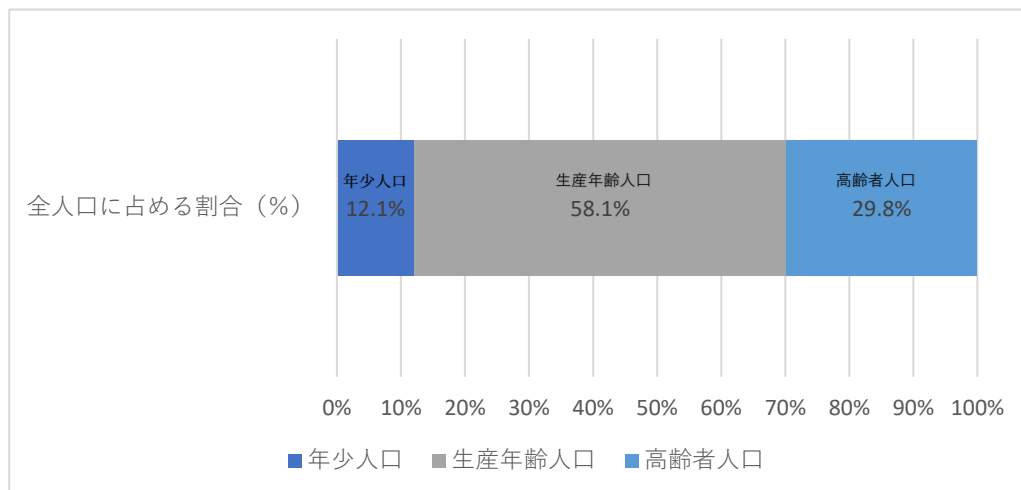


図2-1-2 年齢3区分の内訳（令和2年度、住民基本台帳）

2. 2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用状況

地目別土地利用状況を表 2-2-1 に示します。

地目別土地利用面積のうち、最も大きな割合を占めるのが田の 41.7%であり、次いで公有地等の 32.7%、宅地の 17.9%の順になっています。

表 2-2-1 地目別土地利用状況（令和 2 年 1 月現在）

項目	面積 [km ²]	総面積に占める 割合 [%]	
総面積	54.62	100.0%	
うち、公有地等	17.87	32.7%	
うち、 私有地	田	22.76	41.7%
	畑	0.57	1.0%
	宅地	9.79	17.9%
	山林	2.77	5.1%
	原野	0.19	0.3%
	雑種地	0.67	1.2%
	その他	0	0.0%
	計	36.75	67.3%

注 私有地には、固定資産税の非課税地積を含まない。

注 標記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「富山県勢要覧 令和 2 年度 富山県」

(2) 都市計画区域

都市計画区域及び用途地域の状況を表 2-2-2 に示します。

総面積 5,462ha、そのうち都市計画区域面積は 4,601ha となっています。都市計画区域のうち、用途地域の総面積は 670.8ha となっており、最も大きな面積を占めるのが「第 1 種住居地域」の 189.8ha(28.3%)であり、次いで「第 1 種中高層住居専用地域」の 116.4ha(17.4%)、「工業専用地域」の 80.0ha(11.9%)の順となっています。

表 2-2-2 都市計画区域及び用途地域の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）

区分		滑川市面積	用途地域に 占める割合
		[ha]	
総面積		5,462	
都市計画区域	都市計画区域	4,601	
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	—	—
	第 2 種低層住居専用地域	—	—
	第 1 種中高層住居専用地域	116.4	17.4%
	第 2 種中高層住居専用地域	32.0	4.8%
	第 1 種住居地域	189.8	28.3%
	第 2 種住居地域	64.5	9.6%
	準住居地域	27.0	4.0%
	近隣商業地域	37.3	5.6%
	商業地域	23.0	3.4%
	準工業地域	61.3	9.1%
	工業地域	39.5	5.9%
	工業専用地域	80.0	11.9%
	計	670.8	100.0%

出典：「富山県の都市計画（資料編）令和 2 年 12 月 富山県土木部都市計画課」

2. 3 産業の動向

本市の産業大分類事業所数・従業者数を図 2-3-1 に示します。

平成 26 年度における事業所数は 1,344 事業所となっています。その内訳は、第 1 次産業が 13 事業所(1.0%)、第 2 次産業が 322 事業所(24.0%)、第 3 次産業が 1,009 事業所(75.0%)となっています。

また、従業者数は 15,099 人となっています。その内訳は、第 1 次産業が 162 人(1.1%)、第 2 次産業が 7,464 人(49.4%)、第 3 次産業が 7,473 人(49.5%)となっています。

富山県や全国の産業動向と比較すると、滑川市では第 2 次産業の割合が高く、逆に第 3 次産業の割合が低いことがわかります。

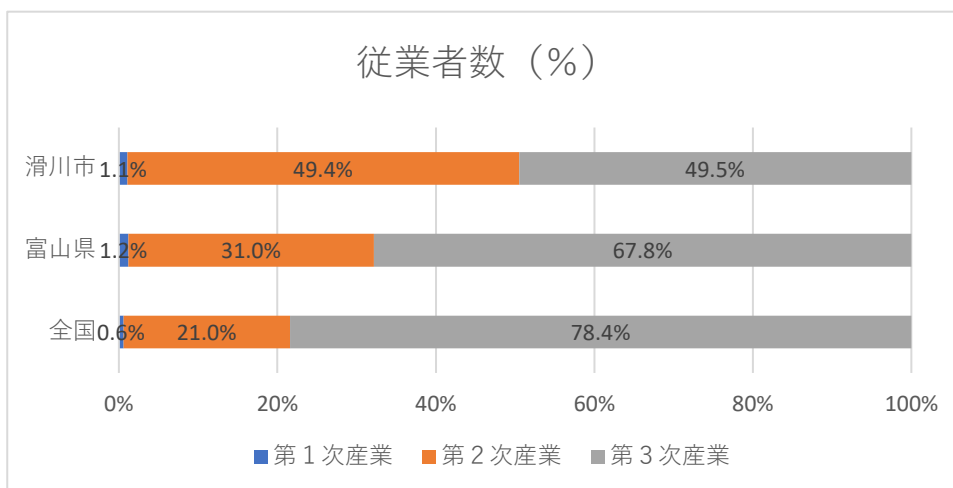
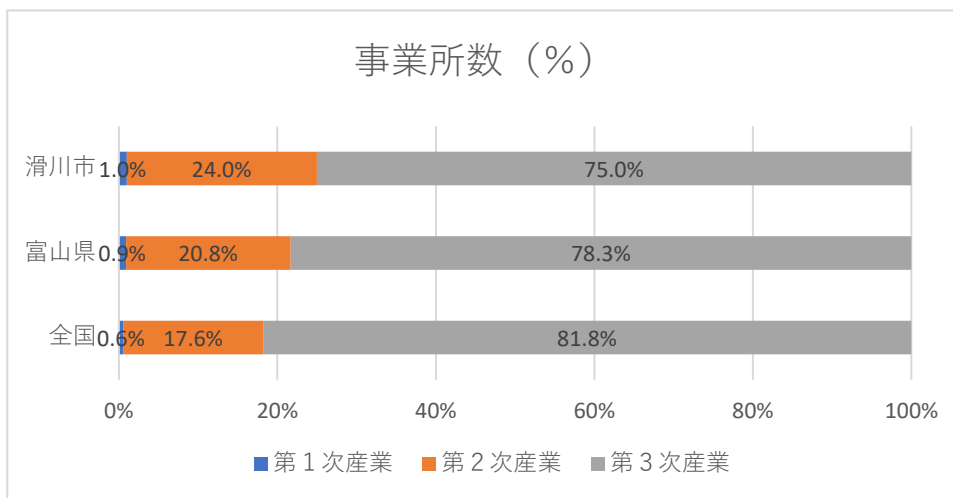


図 2-3-1 産業大分類別事業所数・従業者数 (平成 26 年度)

出典：「経済センサス-基礎調査 (平成 26 年 7 月 1 日) 総務省統計局」

2. 4 将来計画

(1) 総合計画

本市は、市の最上位計画である「第5次滑川市総合計画」において、まちの将来像として「ひと・まち・産業が元気なまち 滑川」を掲げています。

本市の総合計画の概要（本計画に関連する項目）を図2-4-1に示します。

図2-4-1 総合計画の概要（本計画に関連する項目）

まちの将来像：まちが元気
政策：豊かな自然と共生するまちづくり
基本施策：環境保全対策の推進
(1) 廃棄物削減の推進と再生可能エネルギーの利活用
(2) 環境教育の推進と環境美化活動の支援
(3) 良好な大地と水循環の保全

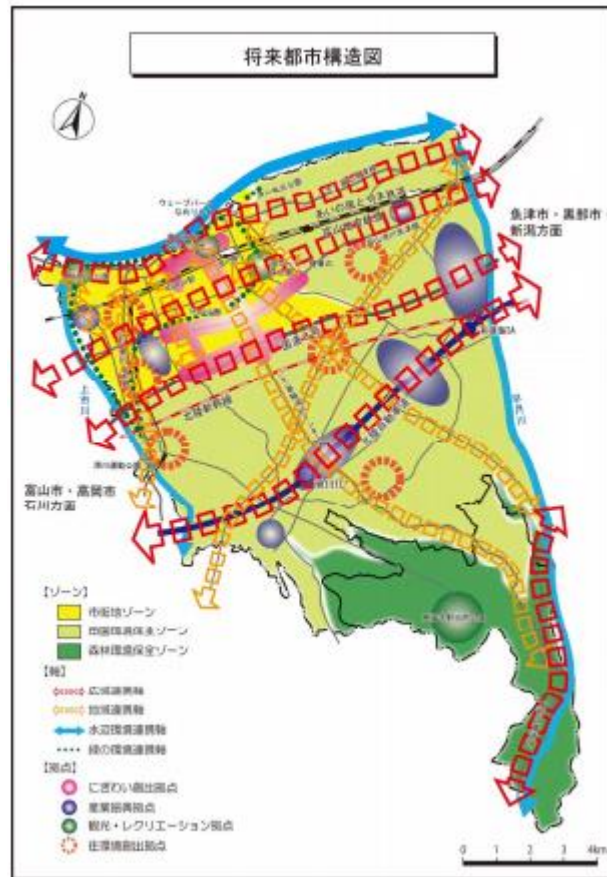
出典：「第5次滑川市総合計画」

(2) 都市計画マスタープラン

本市の都市計画マスタープランを表 2-4-2 に示します。

表 2-4-2 都市計画マスタープランの概要

項目	内容
目標年次	平成27年度から概ね20年後の令和17年度を目標年次とする。
計画対象範囲	対象範囲は、滑川都市計画区域とする。
都市づくりの目標	都市づくりの目標は、「第4次滑川市総合計画」に示されるまちづくりの将来像を踏襲し、次のように設定する。 『ひと・まち・産業が元気なまち 滑川』 基本方針1：安全・安心で快適に暮らし続けることができる機能集約型のまち 基本方針2：豊かな自然と都市が共生した静かで暮らしやすい環境のあるまち 基本方針3：賑わいと活気にあふれた多様な産業が発展するものづくりのまち 基本方針4：市民・事業者・行政が協働して創るまち



出典：「滑川市都市計画マスタープラン 平成 27 年 10 月 滑川市まちづくり課」

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ発生量の推移

①一般廃棄物の排出量の推移

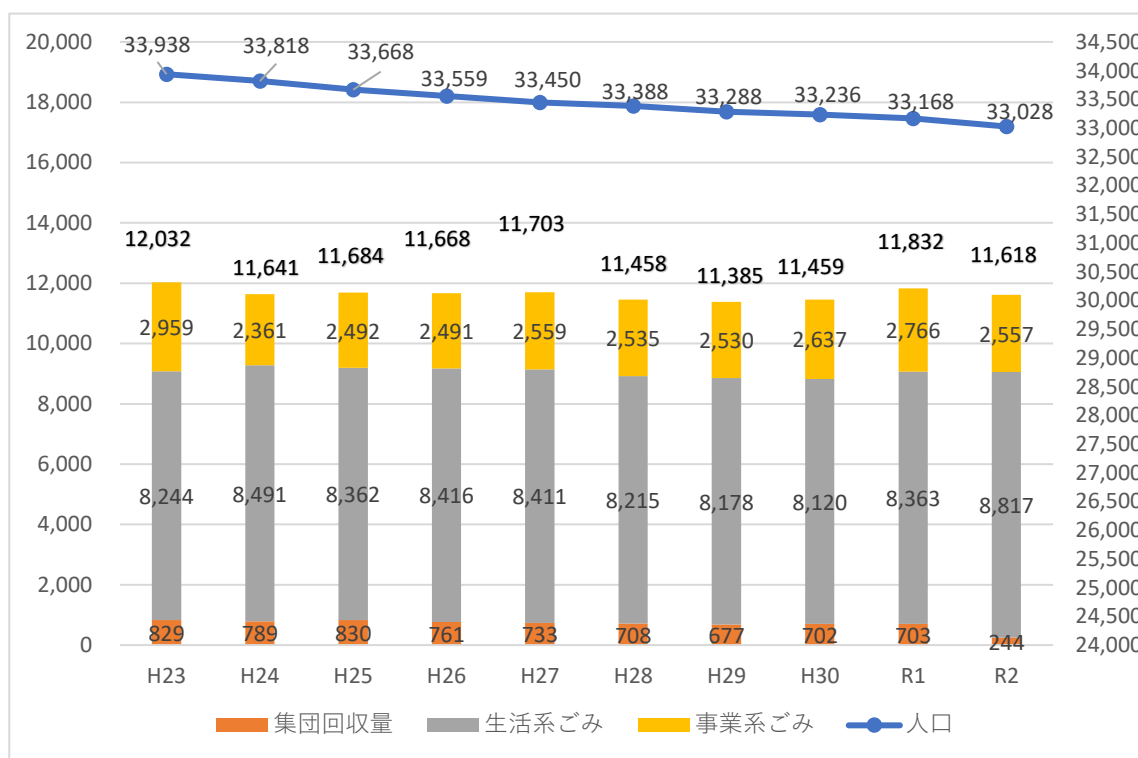
人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を図3-1-1に示します。

本市の人口は減少傾向にあり、過去10年間（平成23年度から令和2年度）で3%減少しています。

また、一般廃棄物の年間排出量は、令和2年度までに3.4%減少しています。一般廃棄物の年間排出量の経年の推移をみると、集団回収量は減少する一方、生活系ごみ排出量は増加し、事業系ごみ排出量は平成24年度に一度減少しましたがその後は横ばいで推移しています。

なお、令和2年度における一般廃棄物の年間排出量は11,618tとなり、その内訳は集団回収量が244t（構成比2.1%）、生活系ごみ排出量が8,817t（同比75.9%）、事業系ごみ排出量が2,557t（同比22.0%）となっています。

図3-1-1 一般廃棄物の年間排出量の経年推移



人口の出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在。なお、人口には外国人住民を含む。（H24～）（単位：%）

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
集団回収量	6.9%	6.8%	7.1%	6.5%	6.3%	6.2%	6.0%	6.1%	5.9%	2.1%
生活系ごみ	68.5%	72.9%	71.6%	72.1%	71.9%	71.7%	71.8%	70.9%	70.7%	75.9%
事業系ごみ	24.6%	20.3%	21.3%	21.4%	21.8%	22.1%	22.2%	23.0%	23.4%	22.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②一人一日あたり排出量

一人一日あたりの排出量を図 3-1-2 に示します。

ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の一人一日あたり排出量は緩やかな減少傾向にあり、過去 10 年間で 1%減少しています。令和元年度には平成 23 年度と同じ 971g/人・日と最も高い数値になっており、令和 2 年度の一般廃棄物の一人一日あたり排出量は 959g/人・日となっています。

イ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみの一人一日あたり排出量は増加傾向にあり、過去 10 年間で 9.3%増加しています。令和 2 年度の生活系ごみの一人一日あたり排出量は 728g/人・日となっています。

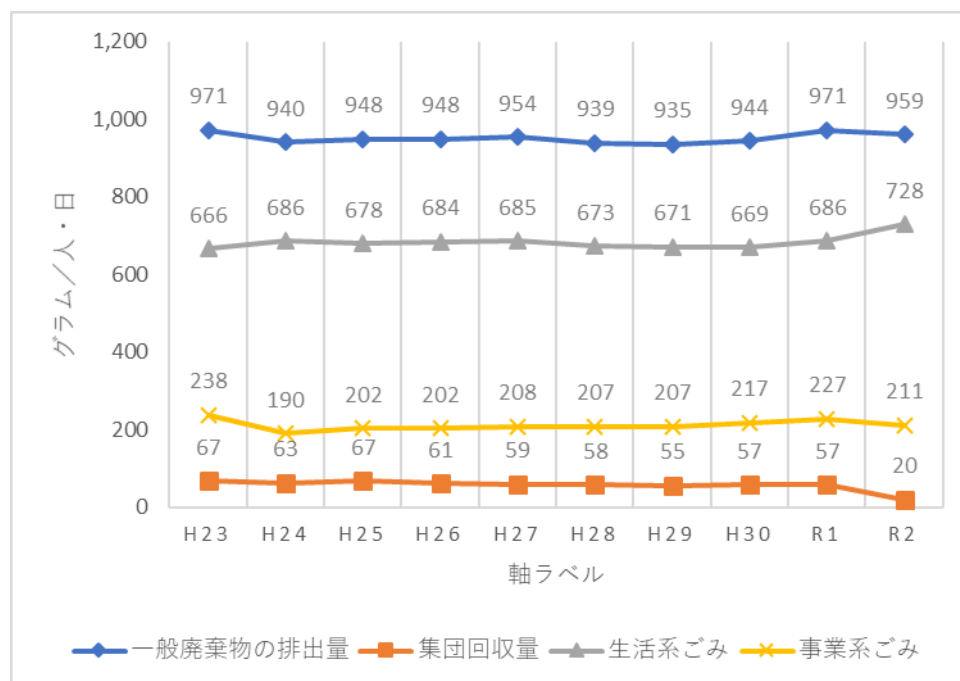
ウ. 事業系ごみ排出量

事業系ごみの一人一日あたり排出量は平成 24 年度に一旦減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和 2 年度には再び減少しています。減少率は過去 10 年間で 11.3%です。令和 2 年度の事業系ごみの一人一日あたり排出量は 211g/人・日となっています。

エ. 集団回収量

集団回収の一人一日あたり回収量は減少傾向にあり、過去 10 年間で 70.1%減少しています。特に、令和 2 年度の集団回収の一人一日あたり回収量は 20g/人・日と激減しています。なお、平成 23 年度から令和元年度までで見た場合では 14.9%の減少です。

図 3-1-2 一人一日あたり排出量



注 一人一日あたり排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

③一般廃棄物排出量の種類別内訳

一般廃棄物排出量(年間量)の種類別内訳の推移を図3-1-3及び表3-1-3に示します。
令和2年度における一般廃棄物の種類別内訳(構成比)をみると、生活系の燃やせるごみ(61.6%)、事業系の燃やせるごみ(19.6%)、生活系資源ごみ(13.0%)の3項目で全体の約9割(94.2%)を占めています。

図3-1-3 一般廃棄物(年間量)の種類別内訳の推移

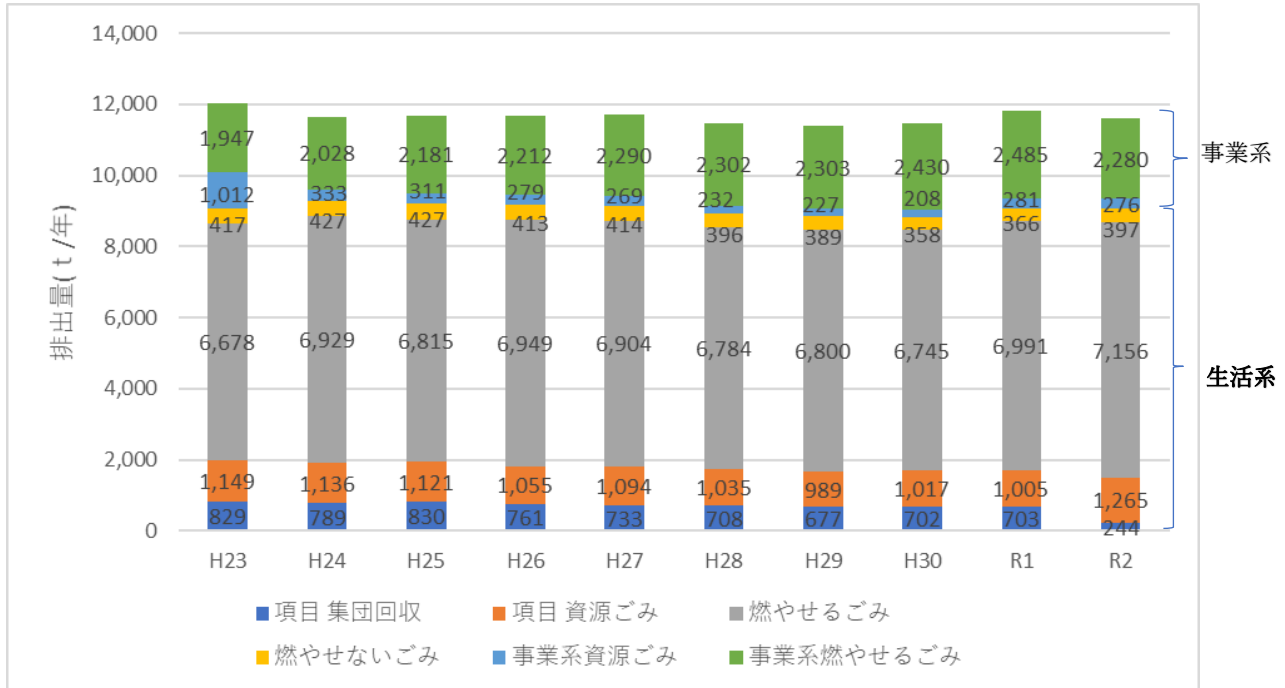


表3-1-3 一般廃棄物(年間量)の種類内訳の推移(構成比)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活系ごみ	75.4%	79.7%	78.6%	78.6%	78.1%	77.9%	77.8%	77.0%	76.6%	78.0%
資源ごみ	16.4%	16.6%	16.7%	15.5%	15.6%	15.2%	14.7%	15.0%	14.4%	13.0%
集団回収	6.8%	6.8%	7.1%	6.5%	6.3%	6.2%	6.0%	6.1%	5.9%	2.1%
資源ごみ	9.6%	9.8%	9.6%	9.0%	9.3%	9.0%	8.7%	8.9%	8.5%	10.9%
燃やせるごみ	55.5%	59.5%	58.3%	59.6%	59.0%	59.2%	59.7%	58.9%	59.1%	61.6%
燃やせないごみ	3.5%	3.6%	3.6%	3.5%	3.5%	3.5%	3.4%	3.1%	3.1%	3.4%
事業系ごみ	24.6%	20.3%	21.4%	21.4%	21.9%	22.1%	22.2%	23.0%	23.4%	22.0%
資源ごみ	8.5%	2.9%	2.7%	2.4%	2.3%	2.0%	2.0%	1.8%	2.4%	2.4%
燃やせるごみ	16.1%	17.4%	18.7%	19.0%	19.6%	20.1%	20.2%	21.2%	21.0%	19.6%

3. 2 ごみ処理体制の状況

(1) ごみの分別区分

令和3年4月現在におけるごみの分別区分を表3-2-1に示します。

本市では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの分別収集を実施しています。

表 3-2-1 ごみの分別区分

分別区分		収集頻度	内容物	排出方法	
収集 ごみ	燃やせるごみ	週2回	台所ごみ、紙くず、布団・じゅうたん、プラスチック製品、革製品、ゴム類、木製品、剪定くず※長い物は100センチメートル以内に切る。太さは10センチメートルまで。	指定ごみ袋又は中身が見える袋に入れて出す。	
	燃やせないごみ	月1回	金属類、ガラス類、陶磁器類等	指定ごみ袋又は中身が見える袋に入れて出す。危険物は他の燃やせないごみとは分けて出す。	
	資源 ごみ	ペットボトル	月2回	飲料用、しょうゆ、酒類	キャップとラベルを取り、回収袋へ直接入れる。
		空き缶	月2回	飲料用、缶詰の缶	アルミ缶とスチール缶は分けない。つぶさずに回収袋に入れる。
		空きびん	月2回	飲料用、食料用、化粧品（乳白色以外）、調味料用	キャップなどを取って、3種類のコンテナに直接入れる。
		ダンボール	月2回	ダンボール	ひもでしばる。
		紙パック	月2回	牛乳パックなど飲料用	ひもでしばる。
		紙製容器包装	月2回	菓子箱、紙袋	ひもでしばるか、紙袋に入れて出す。
		プラスチック製容器包装	月2回	発泡スチロール、卵のパック、カップ麺容器、トレー、シャンプー容器、菓子袋	指定ごみ袋または中身の見える袋に入れて出す。
		新聞・チラシ	月1回	新聞、チラシ	ひもでしばるか、古紙袋に入れて出す。
		雑誌・雑がみ	月1回	雑誌、パンフレット	ひもでしばって出す。
		古布（衣類）	月1回	古布、衣類	ひもでしばるか、中身の見える袋に入れて出す。
		使用済み小型家電等	資源回収拠点の受付日	電子レンジ、掃除機、デジタルカメラなど	資源回収拠点の回収ボックスへ入れる。
		パソコン	随時	パソコン	資源回収拠点（滑川市ストックヤードのみ）に持ち込む。
廃食用油		資源回収拠点の受付日	植物性の使用済み天ぷら油など	ペットボトルなどに入れ、資源回収拠点の回収ボックスへ入れる。	
持込ごみ	大型金属類・処理困難物	随時	ドラム缶、スプリング入りソファ、スチール机、針金（直径16mm以下）、チェーン、ポンプ、ホイールなど	滑川市ストックヤードに事前連絡のうえ、直接持ち込む。	

資料：「ごみの分け方出し方心得手帳（令和元年11月発行）滑川市生活環境課」

(2) ごみの処理状況

令和2年度における対象地域から排出されるごみの種類別処理状況を表3-2-2に、施設ごとの処理状況を表3-2-3に示します。

表3-2-2 ごみの種類別処理状況

項目		生活系ごみ		事業系ごみ		処理方法			
		委託 収集	自己 搬入	許可 収集	直接 持込				
		①	②	③	④				
燃やせるごみ		○	○	○	○	富山地区広域圏クリーンセンターにて焼却処理			
燃やせないごみ		○	○	—	—	富山地区広域圏リサイクルセンターにて破碎・分別処理を行い、埋め立てが必要なものは民間処分場に委託し埋め立て処分			
資源ごみ	容器包装廃棄物	ペットボトル		○	○	—	—	滑川市ストックヤードに運搬後、富山地区広域圏が指定する業者へ搬入、再生処理	
		缶・びん類	缶		○	○	—	—	富山地区広域圏リサイクルセンターに搬入後、鉄とアルミに分別処理、入札を行い業者へ売却
			びん（無色）		○	○	—	—	滑川市ストックヤードに搬入、一定量に達した時点で富山地区広域圏リサイクルセンターへ色別に搬入し、再生処理
			びん（茶色）		○	○	—	—	
			びん（その他の色）		○	○	—	—	
		紙バック		○	○	—	—	市が指定する業者へ搬入し、再生処理	
		紙製容器包装		○	○	—	—	滑川市ストックヤードに運搬後、富山地区広域圏が指定する業者へ搬入、再生処理	
		プラスチック製容器包装		○	○	—	—	富山地区広域圏が指定する業者へ搬入し、再生処理	
		ダンボール		○	○	—	—	市が指定する業者へ搬入し、再生処理	
	新聞・チラシ		○	○	—	—	市が指定する業者へ搬入し、再生処理		
	雑誌・雑がみ		○	○	—	—	市が指定する業者へ搬入し、再生処理		
	古布（衣類）		○	○	—	—	市が指定する業者へ搬入し、再生処理		
	使用済み小型家電等		○	○	—	—	滑川市ストックヤードに運搬し、一定量に達した時点で市が指定する業者へ搬入し、再生処理		
	廃食用油		○	○	—	—	滑川市ストックヤードに運搬し、一定量に達した時点で市が指定する業者へ搬入し、再生処理		
	パソコン		—	○	—	—	一定量に達した時点で市が指定する業者へ搬入し、再生処理		
大型金属類・処理困難物		—	○	—	—	富山地区広域圏リサイクルセンターにて破碎・分別処理を行い、埋め立てが必要なものは民間処分場に委託し埋め立て処分			

表 3-2-3 施設ごとの処理状況

施設名	所管	対象物と処理の状況		
富山地区広域圏クリーンセンター	富山地区広域圏事務組合	搬入物	・生活系ごみ及び事業系ごみの「燃やせるごみ」のうち、収集ごみ及び自己搬入ごみ ・富山地区広域圏リサイクルセンターで分別処理後の「燃やせるごみ」	
		搬出物	埋立物 ・焼却残渣（灰）	
富山地区広域圏リサイクルセンター	富山地区広域圏事務組合	搬入物	・生活系ごみの「燃やせないごみ」のうち、収集ごみ及び自己搬入ごみ ・生活系ごみの「資源ごみ」のうち、収集ごみ及び自己搬入ごみ ・滑川市ストックヤードに搬入していた生活系ごみの「資源ごみ」	
		搬出物	民間引取	・分別処理後の「資源ごみ」
			埋立物	・破碎、分別処理後の最終処分物
滑川市ストックヤード	滑川市	搬入物	・生活系ごみの「資源ごみ」のうち、収集ごみ及び自己搬入ごみ ・生活系ごみの「大型金属類、処理困難物」	
		搬出物	民間引取 ・分別処理後の「資源ごみ」 ・富山地区広域圏リサイクルセンターへ搬出する「資源ごみ」及び「大型金属類・処理困難物」	

(3) ごみ処理の流れ

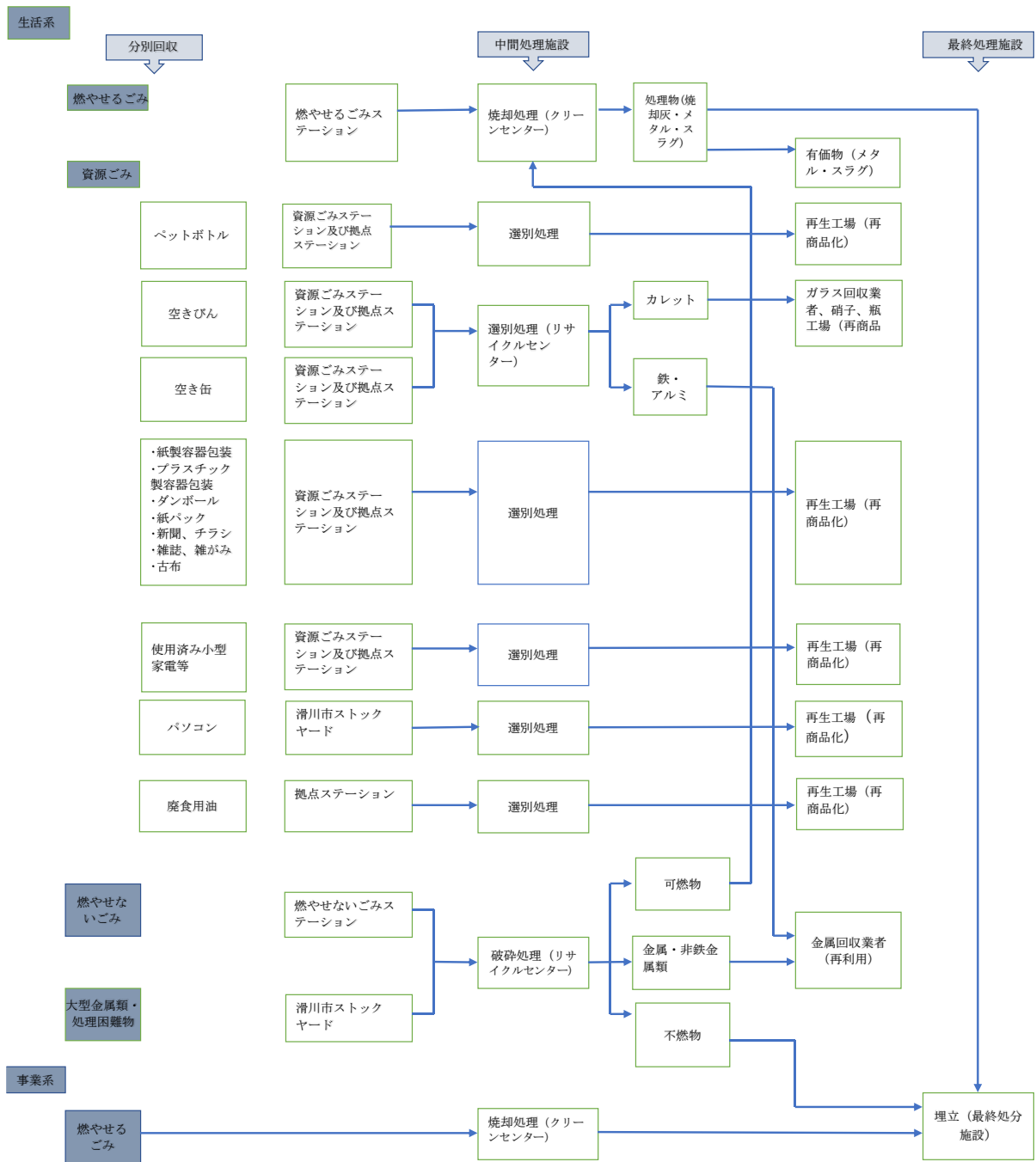
令和2年度におけるごみ処理の流れを図3-2-4に示します。

本市では、一般家庭から排出されるごみの分別区分を①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③資源ごみ（ペットボトル、缶、びん類、紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ダンボール、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、古布、使用済み小型家電等、パソコン及び廃食用油）とし、市民の理解と協力のもとで分別・回収しています。

また、このほかに大型金属類・処理困難物も受け入れています。

一方、事業活動に伴って排出される事業系ごみは「廃棄物処理法」第3条の規定により、事業者自らの責任において処理することが定められています。

図 3-2-4 滑川市のごみ処理フロー



3. 3 ごみの減量化・資源化の状況

令和3年4月現在におけるごみの資源化の状況を表3-3-1に示します。

表3-3-1 ごみの減量化・資源化の状況

項目	取組内容
啓発・広報活動	①「滑川市いきいき市政講座」によるごみの分別方法の啓発 ②滑川市こどもエコクラブ事業による放課後児童育成クラブを対象とした環境教育 ③「広報なめりかわ」等によるごみ減量化の周知、「ゆずります・もとめます」でリユース推進 ④「ごみの分け方出し方心得手帳」ポスター「家庭ごみの分け方・出し方」の全戸配布及び市ホームページでの周知・啓発 ⑤「ごみ収集カレンダー」の全戸配布によるごみ収集日の周知 ⑥小中学生によるエコポスター作品の募集 ⑦滑川市環境フェア開催による環境意識啓発 ⑧市内小学4・5年生を対象にした「海岸漂着物に関する出前授業」実施による環境教育
各種生ごみ処理機購入補助制度	①生ごみ処理機を購入する世帯に、その費用の一部を補助。 ②補助内容 ・コンポスト及びEMボカシ器 補助率1/2 限度額3,000円 ・生ごみ処理機 補助率1/2 限度額20,000円 ③令和2年度実績 補助金額143,100円（コンポスト・EMボカシ器0件、生ごみ処理機8件）
ごみ集積場（ステーション）設置補助	①衛生的・効率的なごみ収集実施のために、ごみ集積場を新設・更新した町内会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付。 ②補助内容 補助率1/2 ごみ集積場1箇所につき限度額100,000円（ただし2箇所を統合する場合は限度額200,000円、3箇所以上を統合する場合は限度額300,000円） ③令和2年度実績 補助金額：472,000円（5件）
資源回収報奨金	①回収品目（6品目）：新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、牛乳パック、古布 ②協力団体への報奨金：3円/kg ③令和2年度実績：登録団体数25団体、実施回数13回、回収量244t、報奨金730,590円
びん缶等資源回収報奨金	①町内の資源ごみステーションで収集された資源ごみ量に応じて報奨金を交付。 ②令和2年度実績：9,401,000円（142町内会）
不法投棄の防止	①シルバー人材センターに委託し、不法投棄防止パトロールを実施。 ②啓発看板の配布及び設置
ボランティア清掃への協力	①ボランティア清掃の実施に際し、必要となる軍手及びごみ袋を支給。 ②令和2年度支給実績：延べ32団体

3. 4 収集・運搬の状況

(1) 収集・運搬システムの概要

令和3年4月現在におけるごみの収集・運搬システムの概要を表3-4-1に示します。

表3-4-1 ごみの収集・運搬システムの概要

分別区分	排出方法	生活系ごみ				事業系ごみ		
		収集頻度	主体	方法	設置数			
収集ごみ	燃やせるごみ	指定ごみ袋又は中身の見えるごみ袋	週2回	委託収集	ステーション方式	548	許可収集	
	燃やせないごみ	指定ごみ袋又は中身の見えるごみ袋	月1回	同上	同上	374	—	
	資源ごみ	ペットボトル	回収専用袋	月2回	同上	同上	201	—
		空き缶	回収専用袋	月2回	同上	同上	同上	—
		空きびん	回収コンテナ	月2回	同上	同上	同上	—
		紙パック	ひもで縛る	月2回	同上	同上	同上	—
		紙製容器包装	ひもで縛るか紙製の袋	月2回	同上	同上	同上	—
		プラスチック製容器包装	指定ごみ袋又は中身の見えるごみ袋	月2回	同上	同上	同上	—
ダンボール	ひもで縛る	月2回	同上	同上	同上	—		
自己搬入	指定ごみ袋又は中身の見えるごみ袋、専用回収袋、回収コンテナ、ひもで縛る、紙製の袋	随時				随時		

資料：滑川市生活環境課

(2) 一般廃棄物収集運搬許可業者及び処分業者

令和3年4月現在における一般廃棄物収集運搬許可業者を表3-4-2に示します。

なお、表の※印は、市の生活系ごみ収集運搬業務委託業者でもあります。

表 3-4-2 一般廃棄物収集運搬許可業者

事業者名	許可内容		
	収集 運搬	中間 処理	取扱廃棄物
株式会社公生社 ※	○	○	可燃物、木くず、紙くず、動植物性残渣
三友商事有限公司	○	○	魚のあら
株式会社森崎	○		木くず（流木、枝、葉、草）
株式会社金山産業	○	○	木くず
株式会社アイザック・トランスポート	○		木くず、紙くず、動植物性残渣
夏野土木工業株式会社	○		木くず
株式会社アイカワ	○		可燃物、木くず、動植物性残渣
北陸ポートサービス株式会社	○		木くず
木村産業株式会社	○		可燃物、木くず
株式会社石橋	○		可燃物、木くず、古紙
株式会社アルト	○		可燃物、紙くず、木くず、動植物性残渣
クリーン産業株式会社	○		可燃物、紙くず、木くず、繊維くず、生ごみ
三豊工業株式会社	○		木くず

3. 5 処理・処分の状況

令和3年4月現在における富山地区広域圏事務組合所管の施設の概要を表3-5-1及び表3-5-2に示します。

表3-5-1 富山地区広域圏クリーンセンター（ごみ焼却施設）

項目	内容	
施設名	富山地区広域圏クリーンセンター	
施設所管	富山地区広域圏事務組合	
構成市町村	富山市・滑川市・立山町・上市町・舟橋村	
所在地	中新川郡立山町末三賀103-3	
竣工年月	平成15年3月	
敷地面積	51,973.52㎡	
建物面積	48,478.04㎡	
公称処理能力	810t/24h	
設計ばいじん濃度	0.01g/Nm ³	
施設の内容	形式	全連続炉
	基数	270t/24h 3基
	通風	平衡通風
	煙突	(高さ) 100m (頂上口径) 1.3m×3本
	除じん設備	バグフィルター
	トラックスケール	秤量 30t 5基
	ごみピット	容量 21,500m ³
	不燃物ピット	容量 300m ³ 1基
	メタルピット	容量 260m ³ 1基
	集塵灰処理物ピット	容量 360m ³ 1基
	スラグピット	容量 300m ³ 1基
	助燃装置	二流体噴霧式 3基 ロータリバーナ 3基 灯油
	排水処理設備	凝集沈殿+生物処理+活性炭吸着+ろ過方式
	余熱利用設備	多目的温水利用施設 (プール)
	付帯設備	発電設備20,000kw
灰溶融設備	70t/24h 2炉	
ストックヤード		
竣工年月	平成18年11月	
建物面積	3,256.49㎡	
容量	500m ³ ×3区画	
トラックスケール	秤量 30t 1基	

表 3-5-2 富山地区広域圏リサイクルセンター（不燃ごみ及び資源ごみ処理施設）

項目	内容		
施設名	富山地区広域圏リサイクルセンター		
施設所管	富山地区広域圏事務組合		
構成市町村	富山市・滑川市・立山町・上市町・舟橋村		
所在地	富山市辰尾170-1		
竣工年月	平成17年3月		
敷地面積	23,889.31㎡		
建物面積	(延面積) 7,604.4㎡		
公称処理能力	110.6t/5h		
トラックスケール	秤量 30t 2基		
施設の内容	破碎設備	形式	2軸せん断式回転式破碎機
		ごみピット	容量 1,500㎡
		防塵設備	サイクロン・バグフィルター
		排水処理設備	処理能力 6㎡/日
	リサイクルプラザ	展示販売場	100㎡
		リフォーム室（家具・自転車）	60㎡
		リサイクル情報コーナー	28㎡
		リサイクル情報コーナー活動室	80㎡
	大型金属類資源化施設	ローダークレーン	1基
		油圧式二軸回転せん断型破碎機	1基
		破碎物搬送コンベア	1基
		貯留ホッパー	1基
		バグフィルター	1基
	缶分別施設	受入ホッパ及び受入コンベア	1基
		アルミ選別機付搬送コンベア	1基
		選別機	1基
		缶プレス機	2基
		ハンドリングロボット及び搬送機	1基
	瓶選別施設	受入ヤード	3区画
		受入ホッパ及び受入コンベア	1基
選別コンベア		1基	
搬送コンベア		1基	
ストックヤード		5区画	

参考：富山地区広域圏事務組合ホームページ

3. 6 ごみ処理費用の状況

本市におけるごみ処理費用の経年推移を図 3-6-1 に、項目別の年間ごみ処理費用の経年推移を表 3-6-1 に示します。

令和 2 年度における年間ごみ 1 t あたりの処理費用は約 27,216 円/t・年、年間 1 世帯あたりの処理費用は約 25,083 円/世帯・年、年間 1 人あたりの処理費用は約 9,574 円/人・年となっています。また、年間のごみ処理費用は令和 2 年度で 3 億円あまりとなっています。

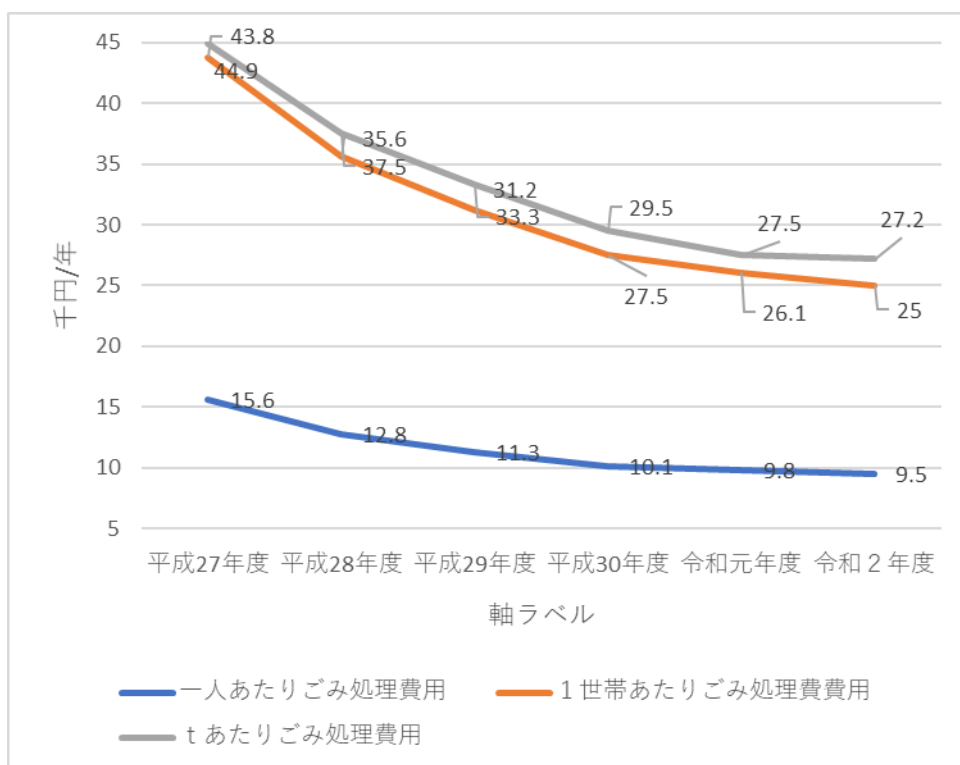


図 3-6-1 ごみ処理費用の経年推移

表 3-6-1 年間ごみ処理費用の経年推移 (項目別) 単位：千円

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集運搬	241,528	243,605	247,442	248,701	250,536	254,747
組合分担金	269,244	171,322	118,196	75,205	59,975	47,707
その他ごみ処理経費	14,838	15,624	14,346	14,328	15,330	13,745
合計	525,610	430,551	379,984	338,234	325,841	316,199

※ その他ごみ処理経費…表 3-3-1 に記載の「ごみの減量化・資源化」の取組に係る経費や滑川市ストックヤードの運営に係る経費など

3. 7 ごみ処理行政の動向（法令・計画等の整理）

国・富山県における廃棄物に関する計画とその目標は以下のとおりです。

①第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

循環型社会形成の推進に向け、次の目標値を設定しています。

- ・ 出口側※の循環利用率（循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量）

2025年度目標：約47%←2015年度実績：44%

- ・ 一般廃棄物最終処分量

2025年度目標：約300万トン（2000年度比70%減）

- ・ 一人一人あたりのごみ排出量（家庭系ごみ排出量）

2025年度目標：約850g/人/日、（約440g/人/日）

※出口側：循環型社会づくりの進展度合いを把握するため、循環型社会形成推進基本計画では物質フローについて、ものの流れの3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を定め、それぞれ、「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」としています。出口側というのは、「循環」の断面における出口側ということの意味します。

②プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）

廃プラスチック有効利用率の低さと海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題であることに対応するため、「3R+Renewable」の基本原則と6つのマイルストーンを設け、プラスチック資源循環による持続可能な発展と消費者のライフスタイルの変革を促進。

③富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）（令和3年3月）

SDGsの達成に向けて、県民や事業者、行政が緊密に連携協力し、資源効率性の高い社会を構築、デジタル技術や再生可能エネルギーを活用し廃棄物が資源として可能な限り再循環し続けるより高度な循環型社会を形成することなどを目指し、次の目標値を設定しています。

- ・ 一般廃棄物の排出量

令和7年度目標：374千トン、平成29年度比でマイナス11%

- ・ 循環利用率

令和7年度目標：28%、平成29年度比でプラス1%

- ・ 最終処分量

令和7年度目標：32千トン、平成29年度比でマイナス17%

④食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）

食品ロスを削減していくための基本的な取組として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ること及びまだ食べることができる食品について廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようしていくことを明記しています。

なお、食品ロスに関する目標値は、「第4次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において家庭系、事業系ともに2000年

度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとし、また食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることとしています。（「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」令和2年3月31日閣議決定）

3. 8 循環型社会形成の進捗状況の把握

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、平成25年4月に改訂された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般比較分析表」によりその結果を住民に対し、公表するものとする、とされています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム」評価支援ツール※1（以下「支援ツール」という。）を公表していることから、同支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体※2を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とし、本市の循環型社会形成の構築に向けた課題を整理します。

備考）支援ツールにおける各自治体のごみ処理実績は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和元年度）をもとに同支援ツールで自動計算されたものをそのまま用いている。

このため、次頁の図3-8-1で表示している本市の各実績値は、「支援ツール」で表示された値をそのまま用いていることに留意する。

※1 環境省のホームページ内 同支援ツールのURL

《https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html》

※2 ここでいう「類似自治体」とは、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、全国の市町村から本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村として自動抽出されたものを指す。

なお、類似市町村の抽出にあたっては、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠している。

ア. 類似自治体の抽出

類似自治体の概要を表 3-8-1 に示します。

表 3-8-1 類似自治体の概要

支援ツール	使用した支援ツールは、令和元年度版である。（令和3年10月現在での最新版で、令和元年度実績が用いられている。）
産業構造	<ul style="list-style-type: none"> 産業構造を「考慮する」を選択する。 産業構造は、「2」と自動選択される。（第2次産業人口と第3次産業人口の比率から自動で分類される。） 本市の第2次産業人口と第3次産業人口の比率 96.4% 本市の第3次産業人口比率 56.5%
人口区分	<ul style="list-style-type: none"> 人口は、「I」と自動設定される。（人口区分は、「都市」の場合「I～V」から分類される。） 自動設定された人口の幅 「50,000人未満」
同一都道府県内での比較	同一都道府県内又は地方内での比較を「行わない」を選択する。
都市形態	<ul style="list-style-type: none"> 都市形態を「考慮する」を選択する。 都市形態は、「都市」と自動選択される。（都市形態は、政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村から自動で分類される。）
類似自治体数	上記の設定条件により選定された類似自治体数は、「31」自治体である。

イ. 類似自治体との比較結果

本市と類似自治体（31自治体）の一般廃棄物処理システムの比較分析結果を図 3-8-2 に示します。

なお、システム分析結果の評価は次のとおりです。

(ア) 人口一人あたりごみ総排出量

本市は 1,306 g/人・日であり、類似自治体の中で最も多くなっています。なお、類似自治体の平均値は 908 g/人・日、最小値は 715 g/人・日で、本市は類似自治体の平均値より約 400 g/人・日多く、類似自治体内の中でも減量化が進んでいないことから、今後更なる減量化を進める必要があります。

(イ) 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）

本市は 33.9%であり、類似自治体の平均値 16.6%の 2 倍となっていることから、資源化は進んでいる状況です。

(ウ) 廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）

本市は 6.7%であり、類似自治体の平均値 9.4%を 2.7 ポイント下回っていることから、資源化が進んでいると言えます。

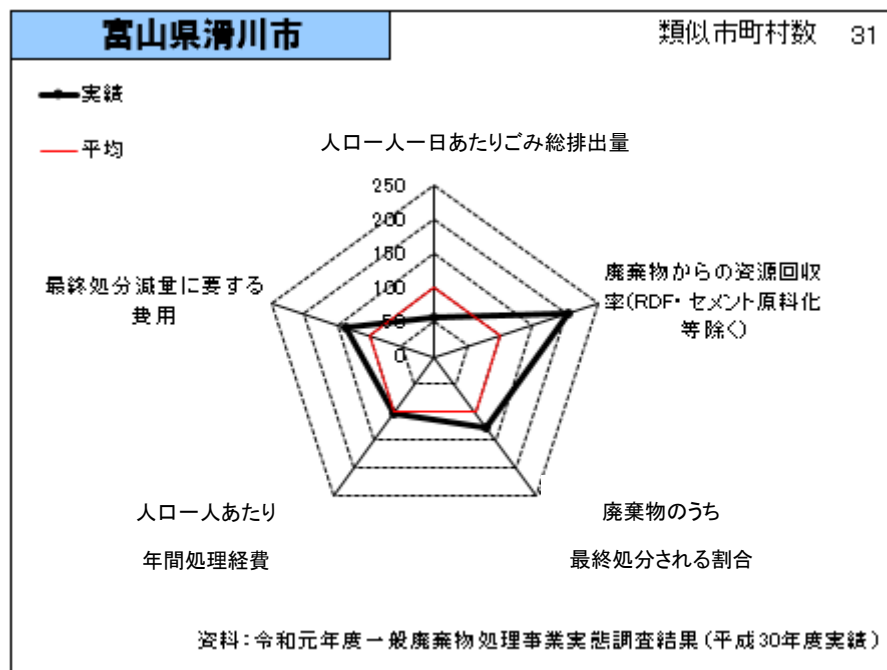
(エ) 人口一人あたり年間処理経費

本市は 12,717 円/人・年であり、類似自治体の平均値 13,174 円/人・年をやや下回っていますが、最小の 6,766 円/人・年と比較すると約 2 倍となっていることから、更なる削減が求められます。

(オ) 最終処分の減量に係る経費

本市の収集運搬から中間処理までに要した費用は 26,492 円/t であり、類似自治体の平均値 41,909 円/t を約 37%下回っていることから処理経費の削減が進んでいる状況です。

図 3-8-2 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果



標準的な指標	人口一人一日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人あたり年間処理 経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費 用 (円/t)
平均	0.908	0.166	0.094	13,174	41,909
最大	1.306	0.339	0.217	24,491	102,246
最小	0.715	0.077	0	6,766	25,033
標準偏差	0.124	0.055	0.041	4,088	15,286
当該市町村実績	1.306	0.339	0.067	12,717	26,492
指数値	56.2	204.2	128.7	103.5	136.8

3. 9 ごみ発生量の今後

生活系ごみの発生量は増加傾向にあります。また、その内容も前計画で見込んでいたものとは逆で、燃やせるごみが増加する一方、資源ごみが減少してリサイクル率が下がっています。さらに、人口が減少傾向にあることから一人一日あたりの発生量は平成23年度に733g/日であったものが、令和2年度には748g/日と増加しています。

プラスチックごみについては、その焼却に伴う二酸化炭素の発生といった地球温暖化の原因であり、また海洋汚染の一因であることから環境に深刻な影響を与えているとして、使い捨てスプーンなどのワンウェイプラスチックの削減を義務付けるプラスチック資源循環法が令和3年6月に成立しました。これに伴い、使い捨てプラスチック製品の有料化や代替素材への切り替えなどの対応が進められてきており、今後は少しずつ発生量が減少していくものと見込まれます。

また、同法では自治体に対し、プラスチック製容器包装とこれまで焼却処分されることが多かったプラスチック製品とを資源ごみとして一括して回収することも求めています。当市においては、国が示す基準に従いこれに対応することとし、焼却処分量の削減と資源化量の増加を推進していくものとします。

現在のところはまだプラスチック製品の資源化の基準が示されていないため、一括回収の実施によりどれだけの資源ごみが増加し、燃やせるごみが減少するのかが見込めませんが、平成29年度に環境省が富山市など全国7地域で実施したモデル事業においては、資源ごみ（容器包装）の回収量が35%増加したという結果が得られています。これを当市にあてはめ試算したところ、表3-9-1のようになりました。これだけではリサイクル率にほとんど変化がないため、意識的に資源化を推進する必要があることがわかります。

表3-9-1 プラスチック製品一括回収をした場合の試算量 (単位：t)

	A プラスチック製容器包装の量	B A×35%	C 資源ごみ 量	D 一括回収開始後の資源ごみ量 (B+C)	E 燃やせる ごみ	F 一括回収後の燃やせるごみ量 (D-B)	G 燃やせないごみ	H 事業系燃やせるごみ	I 事業系資源ごみ量	J ごみ排出量 (D+F~I)	K リサイクル率 (%)
H29	123	43	1,666	1,709	6,800	6,757	389	2,303	227	11,385	17.00
H30	126	44	1,719	1,763	6,745	6,701	358	2,430	208	11,460	17.19
R1	127	44	1,708	1,752	6,991	6,947	367	2,485	281	11,832	17.18
R2	135	47	1,509	1,556	7,156	7,109	397	2,280	276	11,618	15.76

以上のことから、プラスチックごみについては制度改正から減少していくことが見込まれますが、その他のごみについてはこれまでの3R（リデュース、リユース、リサイクル）をより一層推進すること、またこれを一歩進めてリフューズにも取り組むことでごみ発生量を削減することが必要です。

また、事業系ごみについても増加傾向が見て取れることからより一層の資源化が必要です。

3. 10 ごみ処理の基本的な考え方

廃棄物の排出抑制のためには、市民・事業者・行政が連携しながら取り組む必要があります。ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）及び不要なものは断る（リフューズ）のいわゆる4R施策を基本として、廃棄物の排出抑制に向け取り組むこととします。

3. 11 計画目標の設定

①目標年度及び基準年度

計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とし、中間目標年度を令和8年度、目標年度を令和13年度と設定します。なお、基準年度は令和2年度と設定します。

②計画目標の設定

計画目標は、総合計画及び前計画に準じて次のとおり設定します。

表 3-11-1 計画目標

計画目標	単位	実績	目標	
		令和2年度	令和8年度	令和13年度
		基準年度	中間目標年度	目標年度
市民一人あたりの生活系ごみ排出量 (集団回収を含む。) ※1	g/人・日	748	716	695
生活系ごみの資源化率 (資源ごみ排出量/ごみ排出量) ※2	%	16.7%	22.6%	27.3%

目標の設定根拠

※1

令和2年度の実績は一人一日あたり748gですが、令和元年度の実績では一人一日あたり745gでした。市の総合計画では令和元年度を基準として6年後の令和7年度の目標値を一人一日あたり720g（6年間で25g減少させる）としていることから、中間目標年度である令和8年度の目標値を716gとし、目標年度の令和13年度の目標値を令和7年度から25g減少した695g/人・日とします。

※2

市の総合計画では令和元年度を基準として令和7年度の資源化率の目標値を20%と設定しています。この資源化率については、生活系ごみの排出量に占める生活系資源ごみ排出量の割合としています。

前計画ではリサイクル率を令和3年度に27.3%とすることを目標にしていました。このリサイクル率については、事業系ごみも含めたごみ排出量に占める資源ごみの割合としており、本計画における資源化率とは異なる指標となっています。前計画の指標を用いた場合の令和2年度のリサイクル率は15.4%となり、令和3年度の27.3%を達成することは難しい状況です。

また、前計画の計画期間中の資源化率を見ると、平成24年度は20.7%、平成33年度の目標資源化率は23.9%となりますが、令和2年度の資源化率は16.7%でありこちらの指標でも前計画の目標を達成することは難しい状況です。

そこで、本計画では指標の内容は異なりますが、目標とする率はそのまま前計画の目標値27.3%を採用することとします。

令和13年度の目標値が27.3%とすると、令和8年度の間目標値は22.6%となり、総合計画の令和7年度の20%という目標値にも反しません。

3. 12 今後のごみ発生量の予測

過去のごみ排出量や資源ごみの回収量の実績を基に目標年度の令和 13 年度までの推計を表 3-12-1 に示します。

生活系ごみについては、今後は人口が減少することが予想されることや、法律改正などにより環境意識が高まることから、燃やせるごみと燃やせないごみは減少していくことが予想されます。一方、資源ごみについては各種施策の効果により増加していくものと見込まれます。

また、事業系ごみについては、令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で事業活動が縮小した結果、ごみの量が多少減少しているものの、この影響が収まれば元の状態に戻り概ね横ばいで推移するものと予想されます。

表 3-12-1 今後のごみ発生予測

年度	R2 (基準)	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (中間目標)	R9	R10	R11	R12	R13 (目標)	
人口(人)	33,028	33,010	32,990	32,970	32,910	32,860	32,800	32,720	32,640	32,570	32,490	32,410	
生活系	燃やせるごみ(t)	7,156	7,010	6,864	6,716	6,570	6,403	6,274	6,153	6,032	5,911	5,790	5,666
	燃やせないごみ(t)	397	390	383	376	369	362	357	351	345	339	333	327
	資源ごみ(t)	1,265	1,327	1,389	1,453	1,515	1,577	1,639	1,701	1,763	1,825	1,887	1,951
	資源(集団回収)(t)	244	254	264	274	284	294	300	300	300	300	300	300
	合計(t)	9,062	8,981	8,900	8,819	8,738	8,636	8,570	8,505	8,440	8,375	8,310	8,244
	一人一日あたり 生活系ごみ排出量 (g/人・日)	748	745	739	731	727	720	716	710	708	704	701	695
	資源化率(%) (生活系資源ごみ排出量 /生活系ごみ排出量)	16.7	17.6	18.5	19.9	20.8	21.7	22.6	23.5	24.4	25.3	26.4	27.3
事業系	燃やせるごみ(t)	2,280	2,485	2,485	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
	資源ごみ(t)	276	281	285	310	310	310	310	310	310	310	310	310
	合計(t)	2,556	2,766	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770

※ 人口は、R2は、住民基本台帳の実績値、R5以降は滑川市公共下水道事業計画の推計値。R3及びR4については、R2の実績値から、R5の推計値までの差を均した。

3. 13 ごみの排出抑制のための方策

廃棄物については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定められた基本原則に則り、まず、①できる限りの廃棄物の排出を抑制し、次に、②廃棄物となったものについては不法投棄・不適切処理の防止その他の循環への負荷の低減に配慮しつつ、再利用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、なお適正な循環的利用が行われないものについては、③適正な処分を確保することが基本です。ごみの排出抑制は最優先に検討すべき事項であることから、循環的利用を促進するためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下で積極的な取組を図ることが重要になります。

(1) それぞれの役割

①市民の役割

ア. 環境に配慮したライフスタイルへの転換

「不必要なものは買わない」「不要となったものを必要としている人に譲って使ってもらおう」「再生品等を利用する」「使い捨てのスプーンを断る」等のごみをなるべく出さない、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を意識し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。

マイバッグ・マイボトルの利用推進のほか、食品の無駄をなくすために使い切れるだけ購入する、作りすぎないなどの食品ロス削減にも取り組みます。

また、未利用食品の有効活用を図るため、フードドライブ※の取組に協力するよう努めます。

※ 家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている福祉団体やこども食堂などに寄付する活動。

イ. 分別の徹底

ごみ排出の際の分別を徹底し、ごみの削減と適正処理に取り組みます。

市が収集する各町内会のステーションでの資源ごみ回収に加え、小中学校のPTA等が実施する集団回収に積極的に協力し、より多くの資源ごみがリサイクルされるように努めます。

ウ. 消費者としての環境意識の向上

市民自らが消費やリサイクルの主体であり、また環境に負荷をかける原因者であることを十分に認識し、ごみを排出する際は徹底した分別を行い、市が実施する廃棄物の収集、処理、最終処分が効率的、衛生的にできるように協力します。

②事業者の役割

ア. ごみ減量化における事業者の指導的役割

事業者は「ごみになりやすいものを作らない、使わない、売らない」「ごみとせず再利用する」「再生資源や再生品を使用する」といった事業者としての社会的責任を認識し、3Rの取組を推進します。さらに市民の消費行動を環境に配慮した循環型に誘導するための製品開発や販売等、市民に対して指導的な役割を果たしていきます。

また、簡易包装の推進に心がけ、市民が不要とした容器包装などの回収を実施します。

イ. 発生源における排出抑制

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を行うとともに、生産、流通、販売、消費、廃棄のすべての段階において、ごみの発生・排出の抑制やリサイクルを積極的に進めます。さらに、生産した物が最終的に廃棄物になった場合における分別の簡易性などを考慮して製品・容器の開発を進めます。

また、発生するごみから資源ごみの分別を徹底するとともに、事業所におけるごみの発生抑制に努めます。

ウ. 再生品の使用促進等

事務用品、コピー用紙などに再生品を使用するとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品を使用するように努めます。

③市の役割

ア. 環境教育、普及啓発の充実

市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、適切な分別、この他にも食品ロスの削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs」の取組についての啓発や情報提供を施設見学や各種講座等を通じて行います。

イ. 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

食品廃棄物排出抑制として、とりわけ本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについては、その削減のため、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合について調査を進めるとともに、食品ロス削減のため、市民や事業者への呼びかけを行います。

また、滑川市社会福祉協議会やボランティア団体が行うフードドライブの取組に協力するなど、未利用食品の有効活用に努めます。

ウ. リサイクルの推進

リサイクルについては、従来からの資源ごみの回収を継続するとともに、本来資源ごみでありながら、燃やせるごみや燃やせないごみとして排出されているものが適正に資源ごみとして排出されるように市民及び事業者へ働きかけを行います。

エ. 市民及び市民団体への支援

家庭からのごみの排出を抑制するため、また、食品廃棄物の有効活用を図るため、コンポストや生ごみ処理機の購入への助成制度を継続します。

また、市民団体が実施する集団回収及び町内のステーションでの資源ごみ回収について、回収量等に応じて報奨金を交付します。

オ. その他

ごみの処理のコストに関する情報を積極的に公開することにより、ごみの減量化・再使用、再生利用の推進への市民及び事業者の意識改革を図ります。

また、排出量に応じた負担の公平化の観点として一般廃棄物処理の有料化は有効な手段の一つであることから、導入のメリット・デメリットについて先進自治体の事例を調査研究するとともに、有料化について具体的な検討段階に入っている富山地区広域

圏の構成自治体もでてきていることから、当市としても同様に検討していくこととします。

(2) その他

①滑川市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第5条の7及び滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第7条に基づき、学識経験者、地域住民、関係団体の代表者等で構成する廃棄物減量等推進審議会において、本市におけるごみ減量化及びリサイクル等を推進するための具体的な方策について検討するものとします。

②滑川市災害廃棄物処理計画

平成23年3月に東日本大震災が発生し、大規模地震と津波による未曾有の被害と甚大な量の災害廃棄物によって、被災自治体においてその処理は困難を極めました。

環境省は東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、また、近年全国で発生している大雨、竜巻、台風の被害への対応から得られた知見や知識を加えたうえで、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を策定し、災害時の廃棄物処理を迅速に進める事前の対策を講じる重要性を示しています。

滑川市では、前述の指針を踏まえたうえで、「滑川市地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の処理にかかる対応について、平成30年2月に「滑川市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画により、災害によって大量に発生する廃棄物を、迅速かつ適正に処理し、市民の健康への配慮や安全の確保、そしてまた衛生や環境面での安全・安心を目指すものとします。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状と課題

(1) 水環境に関する状況

本市を流域とする河川としては、早月川、上市川及び中川などの中小河川があり、富山湾に流れています。

立山連峰から富山湾に流れ出る早月川が作り出した早月川扇状地に滑川市は位置します。この扇状地は砂礫が堆積し良質な地盤を形成しており、山林などとともに豊富な地下水や湧水を生み出すなど良好な大地と水循環を形成しています。これらの豊富な地下水や湧水は水道水、生活用水、農業用水または工業用水などの市民の貴重な水資源となっているほか、産業や文化の発展を支えるとともに特別天然記念物のほたるいかな群遊海面など地域固有の景観を形成し、緑豊かな大地と水の潤いを育んできました。

市では公共用水域の水質保全及び環境基準の達成状況を把握するために、上市川、早月川、田中川などの市内12河川19地点での水質調査及び海域7地点の水質や底質の調査を富山県の協力を得て、定期的を実施しています。

調査結果は河川、海域ともに環境基準を満たしている状況です。

(2) 生活排水処理施設※1の種類

生活排水とは、生し尿及び生活雑排水を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（汚水衛生処理施設）は集合排水処理施設と個別排水処理施設に大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方法となります。

個別排水処理施設とは、各家庭や事業所ごとに浄化槽※2を設置し、汚水を個別に処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討したうえで計画的に進められています。

※1 本計画における「生活排水処理施設」は、「生し尿」及び「生活雑排水」を合わせて適正に処理している施設とします。

※2 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮し、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。

(3) 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方

①集合排水処理施設

ア. 下水道

(ア) 流域下水道（国土交通省）

河川等の流域を一つの単位とし、2市町村以上の下水を排除・処理するために幹

線管渠と終末処理場を有するものです。管理は原則として都道府県が行います。

(イ) 公共下水道（国土交通省）

主として市街地における下水を排除・処理するために終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。管理は主に市町村などが行います。

(ウ) 特定環境保全公共下水道（国土交通省）

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるものです。管理は市町村等が行います。

イ. 集落排水施設

(ア) 農業集落排水施設（農林水産省）

主として農業振興地域内の農業集落における汚水を処理する施設です。

(イ) 漁業集落排水施設（農林水産省）

漁業集落における汚水を処理する施設です。

(ウ) 林業集落排水施設（農林水産省）

林業集落における汚水を処理する施設です。

(エ) 簡易排水施設（農林水産省）

山村振興地域等において各戸から排水される汚水を処理する施設です。

(オ) 小規模集合排水処理施設（総務省）

小規模集落における汚水を処理する施設です。

ウ. コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）（環境省）

開発による住宅団地等で汚水を処理する施設です。

②個別排水処理施設

ア. 浄化槽（合併処理浄化槽）（環境省）

集合排水処理施設が整備されていない区域において個別に汚水を処理する施設です。「個別設置型」と「市町村設置型」の2種類です。

(4) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法等の施行により工場や事業所への排水規制措置が行われてきたことで改善されています。しかしながら、今も環境基準を満たしていない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域や都市内の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を各処理方式の汚濁負荷量で表したものが、表 4-1-1 になります。

これによると「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は他の処理方式と比べ5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響の大きさが分かります。

表 4-1-1 処理方式ごとの汚濁負荷量

項目	生活排水		原単位				処理性能 (mg/ℓ日)		汚濁負荷量 (g/人日)
			水量負荷量 (ℓ/人日)		BOD 濃度 (mg/ℓ)				
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	BOD 換算
下水道	処理	処理	250		200		15		4
集落排水	処理	処理	250		200		20		5
合併処理浄化槽	処理	処理	250		200		20		5
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	-	32
汲み取りし尿	処理	未処理	2.49	150	7,800	180	10	-	27

4. 2 生活排水処理の現況

(1) 対象となる生活排水と処理主体

各処理施設で対象となる生活排水及びその処理主体を、表 4-2-1 に示します。

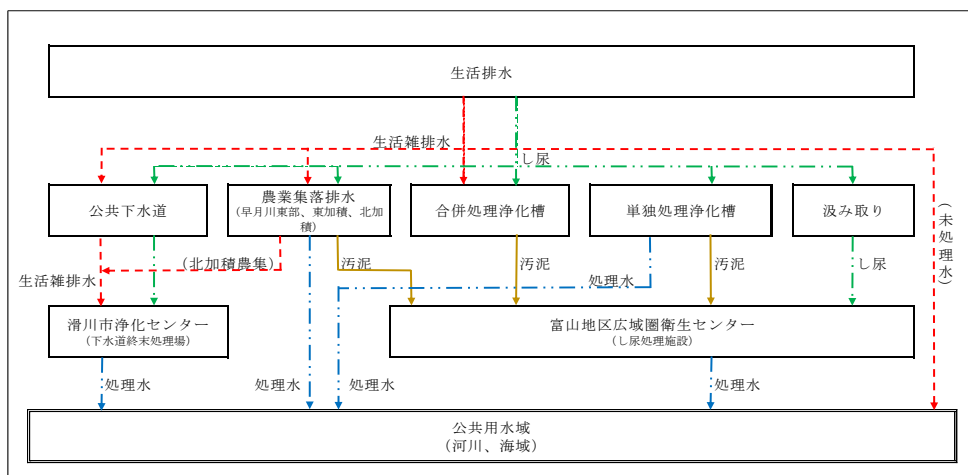
表 4-2-1 処理施設の種類及び内容

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
下水道	公共下水道	し尿及び生活雑排水
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	滑川市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	富山地区広域圏事務組合

(2) 生活排水の処理体系

生活排水の処理体系を、図 4-2-1 に示します。

図 4-2-1 令和 2 年度末現在の生活排水の処理体系



(3) 生活排水処理形態別人口

ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を、表 4-2-2 に示します。

下水道は公共用水域の水質保全の観点から重要な都市基盤施設であるとともに、整備されることで汚水が住宅周辺の側溝等に流れなくなるなど、市民の生活環境の向上につながります。

令和 2 年度の下水道整備人口は 26,632 人で、下水道普及率（全体人口に対する下水道整備済区域内の在住人口の比率）は 80.6%となっています。また水洗化率（整備人口に対する下水道利用人口の比率）は 85.0%と高い状況です。

今後も下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備済区域内の水洗化を促進していくこととしています。

表 4-2-2 下水道の整備状況

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全体人口	33,818 人	33,668 人	33,559 人	33,450 人	33,388 人	33,288 人
整備人口	20,330 人	21,844 人	23,250 人	23,603 人	24,383 人	25,178 人
水洗化人口	16,393 人	17,341 人	18,341 人	19,719 人	20,317 人	20,902 人
普及率	60.1%	64.9%	69.3%	70.6%	73.0%	75.6%
水洗化率	80.6%	79.4%	78.9%	83.5%	83.3%	83.0%

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
全体人口	33,236 人	33,168 人	33,028 人
整備人口	25,501 人	26,223 人	26,632 人
水洗化人口	21,730 人	22,191 人	22,629 人
普及率	76.7%	79.1%	80.6%
水洗化率	85.2%	84.6%	85.0%

イ. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設の整備状況を、表 4-2-3 に示します。

農業集落排水施設は農村地域等を対象に水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を行ってきています。

現在、農業集落排水施設は早月川東部地区、東加積地区、北加積地区の 3 地区において整備が図られ、全ての地区の整備が完了しています。

なお、北加積地区については終末処理施設を設置せず、公共下水道の管渠に末端部を接続し、滑川市浄化センターで汚水を処理しています。

令和 2 年度の早月川東部地区、東加積地区、北加積地区の 3 地区を合わせた農業集落排水整備区域内の人口は 3,379 人、水洗化率（区域内人口に対する農業集落排水施設利用人口の比率）は 88.9%です。

表 4-2-3 農業集落排水施設の整備状況

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
早月川東部地区						
区域内人口	556 人	551 人	539 人	536 人	519 人	495 人
水洗化人口	525 人	524 人	517 人	516 人	500 人	477 人
水洗化率	94.4%	95.1%	95.9%	96.3%	96.3%	96.4%
東加積地区						
区域内人口	1,162 人	1,153 人	1,126 人	1,115 人	1,112 人	1,088 人
水洗化人口	973 人	978 人	959 人	955 人	964 人	948 人
水洗化率	83.7%	84.8%	85.2%	85.7%	86.7%	87.1%
北加積地区						
区域内人口	2,010 人	1,999 人	1,999 人	1,998 人	1,976 人	1,977 人
水洗化人口	1,490 人	1,517 人	1,543 人	1,541 人	1,556 人	1,582 人
水洗化率	74.1%	75.9%	77.2%	77.1%	78.7%	80.0%

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
早月川東部地区			
区域内人口	486 人	480 人	467 人
水洗化人口	469 人	463 人	450 人
水洗化率	96.5%	96.5%	96.4%
東加積地区			
区域内人口	1,079 人	1,037 人	1,019 人
水洗化人口	960 人	937 人	934 人
水洗化率	89.0%	90.4%	91.7%
北加積地区			
区域内人口	1,956 人	1,933 人	1,893 人
水洗化人口	1,622 人	1,635 人	1,619 人
水洗化率	82.9%	84.6%	85.5%

ウ. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全の観点から、国では平成 12 年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独浄化槽が削除されました。これにより下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域において浄化槽を新設する場合には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の設置者には合併処理浄化槽（下水道や農業集落排水施設が整備されている地域はそれぞれの施設への早期接続）への転換が求められています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況は表 4-2-4 のとおりです。

令和2年度の合併処理浄化槽の設置基数は888基で、設置人口は3,234人となっています。

表 4-2-4 合併処理浄化槽の整備状況

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合併処理浄化槽基数	1,379基	1,336基	1,198基	1,060基	1,029基	965基
合併処理浄化槽人口	5,709人	5,183人	4,702人	3,982人	3,806人	3,502人

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合併処理浄化槽基数	912基	910基	888基
合併処理浄化槽人口	3,388人	3,406人	3,234人

4. 3 水環境保全のための事業実施状況

本市の水環境保全対策の実施状況は次のとおりです。

(1) 生活排水対策の推進

- ・下水道事業の促進（整備促進、早期接続）
- ・農業集落排水施設への早期接続の啓発
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換の啓発
- ・合併処理浄化槽の適正な施設管理の啓発

(2) 事業場排水対策の推進

- ・事業場からの排出水の調査（定期的な採水調査の実施、排水の調査結果の徴収）
- ・事業所からの排水状況の確認

(3) 地下水の保全

- ・観測計による定期的な地下水位の確認

(4) 水質汚濁事故対策

- ・一般家庭に対する普及啓発の促進（油流出事故防止に向けた市広報等による啓発活動）
- ・事故の際の対応（油流出時の水質汚濁防止活動の実施）

(5) 水質調査の実施

- ・市内河川や海域等の公共用水域の水質調査の実施

4. 4 生し尿・浄化槽汚泥の収集体制及び発生量

(1) 収集体制

生し尿については、収集・運搬業務を市内業者1社に委託し実施しています。

収集・運搬業務の効率化を図るため、生し尿と浄化槽汚泥を混載し、富山地区広域圏事務組合所管の衛生センターに搬入しています。

公共下水道の整備区域の拡大、下水道や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換等によって、生し尿の発生量は年々減少しています。

また、浄化槽汚泥の収集・運搬業務は現在3業者に許可していますが、公共下水道等への接続によって収集量は減少しています。

なお、令和2年度の生し尿、浄化槽汚泥の処理人口は、表4-4-1のとおりです。

表4-4-1 生し尿、浄化槽汚泥の処理人口

種 類	区分	処理人口 (令和2年度末)	処理施設名
生し尿	委託	1,001人	富山地区広域圏事務組合 衛生センター (し尿処理施設)
浄化槽汚泥 (合併、単独)	許可	7,757人	

(2) 発生量

生し尿、浄化槽汚泥の発生量は、表4-4-2のとおりです。生し尿、浄化槽汚泥ともに減少しており、令和2年度末の生し尿は1,003k1、浄化槽汚泥は4,952k1となっています。

表4-4-2 生し尿・浄化槽汚泥の発生量の推移 (単位:k1)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生し尿	1,801	1,682	1,570	1,404	1,345	1,273
浄化槽汚泥	6,262	6,270	5,858	5,967	5,176	5,243
年間処理量	8,063	7,952	7,428	7,371	6,521	6,516

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生し尿	1,172	1,046	1,003
浄化槽汚泥	4,767	4,967	4,952
年間処理量	5,939	6,013	5,955

4. 5 生し尿・浄化槽汚泥処理施設

本市から発生する生し尿及び浄化槽汚泥は、富山地区広域圏事務組合が所管する衛生センターで処理しています。なお施設の詳細については、表 4-5-1 のとおりです。

表 4-5-1 富山地区広域圏衛生センター

項目	内容	
運用主体名	富山地区広域圏事務組合	
施設名	衛生センターし尿処理棟	衛生センター汚泥処理棟
構成市町村	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
所在地	中新川郡上市町稗田 1 番地	
着工・竣工年月	(着工)昭和 56 年 1 月 (竣工)昭和 58 年 3 月 (改良)平成 24 年 5 月～平成 26 年 3 月	(着工)平成 23 年 5 月 (竣工)平成 26 年 3 月
敷地面積	14,563 m ²	
公称処理能力	60kl/日	50kl/日
設計放流水質	BOD 10mg/l	BOD 600mg/l、SS 600mg/l
処理方式	標準脱窒素処理方式	固液分離処理方式
放流先	白岩川（水質類型 A）	公共下水道
一次処理施設消化槽	標準脱窒素処理施設	混合曝気設備
二次処理装置	凝集分離処理施設、オゾン処理施設、砂ろ過処理設備	
脱臭設備	高濃度臭気脱臭設備、中低濃度臭気脱臭設備、極低濃度設備	高濃度臭気脱臭設備、低濃度臭気脱臭設備、臭突
汚泥処理	脱水	脱水・乾燥（肥料化）

※データは富山県の廃棄物（令和 2 年度版より抜粋）

4. 6 生活排水処理の現況を踏まえた課題の整理

生活排水処理の現況を踏まえた課題についての整理は、次のとおりです。

(1) 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられており、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要視されています。

今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

(2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽はし尿と生活雑排水を合わせて処理するもので、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで 20mg/l 以下となるよう構造基準で定められており、下水道終末処理場の処理能力と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は適正な維持管理がなされて初めて本来の性能を発揮することから、設置者に対して浄化槽法に基づく年1回の法定検査を受検するなどの適正な維持管理を徹底するよう指導・啓発に努めていく必要があります。

(3) し尿処理施設の運営・維持管理

生し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って年々減少しています。本市から発生した生し尿及び浄化槽汚泥は富山地区広域圏衛生センターに搬入されたあと適正に処理されています。

4. 7 生活排水処理における基本的な考え方

(1) 基本方針

本計画における今後の基本方針は次のとおりです。

基本方針1 生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取りや単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯に対して合併処理浄化槽への早期転換を進めるため普及啓発活動を進めます。

また合併処理浄化槽は適正な維持管理がなされて初めて本来の処理性能を発揮することから、設置者に対し生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性などを定期的に啓発します。

基本方針3 生し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、生し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は今後も減少することが見込まれることから、効率的な収集運搬システムについて適宜検討します。

基本方針4 し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生する生し尿及び浄化槽汚泥は富山地区広域圏衛生センターで処理しています。

今後も同様に処理していくこととします。

(2) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は現状と同様とします。

(3) 生活排水の処理体系

今後の生活排水の処理体系は現状と同様とします。

(4) 生活排水の処理計画

目標年次における計画目標値は、表 4-7-1 のとおりです。

表 4-7-1 生活排水処理計画

	令和 2 年度 実績値	令和 13 年度 計画目標値	R 2 との 比較
市全体人口	33,028 人	32,410 人	98.1%
水洗化・生活雑排水処理人口	28,888 人	32,410 人	112.2%
公共下水道人口（北加積含む）	24,248 人	30,139 人	124.3%
農業集落排水処理人口	1,406 人	1,101 人	78.3%
（内、上市町にて処理）	（22 人）	（15 人）	（68.2%）
コミュニティ・プラント人口	0 人	0 人	-
合併処理浄化槽人口	3,234 人	1,170 人	36.2%
水洗化・生活雑排水未処理人口	3,139 人	0 人	皆減
単独処理浄化槽人口	3,139 人	0 人	皆減
非水洗化人口	1,001 人	0 人	皆減
汲み取り人口	1,001 人	0 人	-
自家処理人口	0 人	0 人	-

(5) その他

生活排水処理対策では、公共下水道の生活排水処理施設の整備が主要な対策となりますが、これらの施設整備に期間を要する地域では、汚水処理整備が早期概成するよう整備手法の再考を行っているところです。

公共下水道については、生活排水処理施設の整備進捗を図るだけでなく、これらの施設に接続されなければその効果が得られません。そのため早期接続に向けた啓発や指導等を行う必要があります。

合併処理浄化槽についても、適正な管理がなされなければ本来の処理性能が得られないことから設置者に対する啓発を推進する必要があります。

4. 8 生し尿及び浄化槽汚泥の発生量等の見込み

(1) 発生量の見込み

表 4-8-1 に示したとおり、生し尿については、今後も公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進により発生量は年々減少すると予測されます。

令和 2 年度の発生量は 1,003k1 となっていますが、令和 13 年度の発生量は 0k1 になると見込まれます。

また、令和 13 年度の浄化槽汚泥については、今後も農業集落排水施設から発生するため生し尿と比べて減少率が少なく、令和 2 年度の浄化槽汚泥発生量 4,952k1 に比べて約 32%減の 3,351k1 になると見込まれます。

以上のことから、令和 13 年度の生し尿及び浄化槽汚泥の発生量の合計は、3,351k1 と見込まれます。

表 4-8-1 生し尿及び浄化槽汚泥の発生量等

項 目	令和 2 年度 人口(人)	同左発生量 (k1)	同左日量 (k1)	令和 13 年 度人口(人)	同左発生 見込量(k1)	同左日量 (k1)
生し尿	1,001	1,003	2.7	0	0	0
浄化槽汚泥	7,757	4,952	13.5	2,256	3,351	9.2
計	8,758	5,955	16.2	2,256	3,351	9.2

(2) 収集運搬計画

生し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の区域はこれまでと同様に市全域とします。

また収集運搬体制は現行のままに対応することとしますが、今後も収集量の減少が見込まれることから、市民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ収集量に見合った体制の整備を検討していきます。

(3) 処理計画

現在、全ての生し尿及び浄化槽汚泥を富山地区広域圏衛生センターで処理していますが、今後も引き続き同施設で安定かつ適正に処理していきます。